# 1事業まの皆えまへ／ <br> 給与所得の源泉徴収票を <br> 確定申告がさらに簡単に！ 

## 事業主の皆さまが，

給与所得の源泉徴収票をe－Taxで提出することで，従業員の方が，所得税の確定申告書を作成する際，給与所得の情報が自動で入力されるようになります！
※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徵収票（令和 5 年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和 6 年 2 月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際にご利用になれます。

## 事業主の方



源泉徴収票をe－Taxで提出


マイナポータルとの連携で給与情報を自動入力

## 事業主の皆さまへのお願い

## Point（1）

事業主の皆さまからe－Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。 Point（2）

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は，年間の給与等の支払金額が500万円を超える もの等ですが，500万円以下の給与に係る源泉徵収票であっても，e－Taxで提出した場合 は，自動入力の対象となります。

## Point（3）

給与所得の情報を正しく連携するため，給与所得の源泉徵収票に記載する，従業員の方の マイナンバー，氏名（カナ含む），住所，生年月日等については，記載誤りや不足•不備 が無いようご注意ください。
！詳しい内容は，国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。I．

|  |
| :---: |

# 給与支払報告書を eLTAXで提出されている 

事業主の皆さまは
## 税務署にも源泉徴収票を

## まとめて送信できます！

## 給与支払報告書をeLTAXで提出する際，「2」を選択 すると，自動的に源泉徴収票データも作成され，税務署に提出できます！${ }^{(1,2}$

## 事業主の方



## Point（1）

| 【統一CSVファイル】 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 吕 | 住 | 作成 |
| A | 市 | $\pm \rightarrow 2$ |
| B | 乙 |  |
| $\begin{aligned} & 0: \text { 䧃税分のみ } \\ & 1: \text { 地方税分のみ } \\ & \underline{2} \text { : 国税•地方稆分双方 } \end{aligned}$ |  |  |



事業主の皆さまからeLTAXで提出された給与支払報告書が対象となります。

## Point（2）

「2」を選択すると，支払金額が500万円以下の給与の源泉徴収票データも税務署に提出され，自動入力の対象となります。

## Point（3）

給与所得の情報を正しく連携するため，給与所得の源泉徵収票に記載する，従業員の方 のマイナンバー，氏名（カナ含む），住所，生年月日等については，記載誤りや不足•不備が無いようご注意ください。
！
※ 1 e －Taxの利用者識別番号も必要となります。
※ 2 eLTAXについては， 1 送信当たりの件数，容量の制限はありません。
（源泉徵収票をe－Taxで提出する場合は，1送信当たり20MB又は6，900枚以下とする必要があります。）
※3 PCdeskは，無料で利用可能なeLTAX対応ソフトです。
※ 4 eLTAXの電子的提出一元化機能により，税務署にも源泉徴収票を まとめて送信できますが，対応していない税務•会計ソフトもあり ますので，各ソフトウェアの問い合わせ窓口等でご確認ください。

